

平成 21 年度国民健康保険税

平成21年度国民健康保険税(国保税)の税率は、昨年度と同率となりましたが、介護分の課税限度額は90,000円から100,000円に改正されました。

あなたの健康を支える国保

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが病気やけがで医療機関にかかっても、一定の負担で安心して治療を受けられるように、町が保険者となり費用を公平に負担しながら運営している医療保険制度です。

国保税は大切な財源です

国保税は、国保を運営するためにその年度に見込まれる総医療費から、国や県などの負担分(補助金)を差し引いた残りの費用を、国保に加入している世帯単位で負担していただいています。

国保税は重要な財源となっています。忘れずに納付しましょう。

納税通知書は7月中旬に世帯主の方へ送付します。

国保税の納付期限

期 別	納 付 期 限
1 期	7月31日(金)
2 期	8月31日(月)
3 期	9月30日(水)
4 期	11月30日(月)
5 期	12月25日(金)
6 期	2月1日(月)

平成21年度の国保税率

●表の見方

- 【応能割】 所得割：前年度の総所得に応じた割合で算出される額
資産割：資産(土地や家屋などの固定資産税額)に応じた割合で算出される額
- 【応益割】 均等割：世帯の加入者の人数に応じて算出される額
平等割：加入する全ての世帯に同額で割り当てられる額
- 【医療分】 加入する全ての世帯に課税されます。
- 【介護分】 40歳から64歳までの被保険者がいる世帯に課税されます。
- 【後期高齢者支援金分】 後期高齢者(75歳以上の方)の医療費の一部を74歳以下の方が支援する目的で、加入する全ての世帯に課税されます。

区 分		平成21年度	前年度との比較	
応能割	所得割	医 療 分	4.48%	同 率
		介 護 分	1.37%	〃
		後 期 高 齢 者 支 援 金 分	1.43%	〃
	資産割	医 療 分	27.48%	〃
		介 護 分	7.77%	〃
		後 期 高 齢 者 支 援 金 分	7.02%	〃
応益割	均等割	医 療 分	17,200円	同 額
		介 護 分	7,900円	〃
		後 期 高 齢 者 支 援 金 分	5,300円	〃
	平等割	医 療 分	20,700円	〃
		介 護 分	5,400円	〃
		後 期 高 齢 者 支 援 金 分	5,800円	〃
課税限度額	医 療 分	470,000円	据 置	
	介 護 分	100,000円	1万円の増額	
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	120,000円	据 置	

※退職被保険者分の税額も同じです。